

第48期 定時株主総会 招集ご通知

開催 日時

2022年7月6日（水曜日）
午前10時（受付開始は午前9時30分）

開催 場所

大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階「浪華」の間

書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使期限

書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使ください
ますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年7月5日（火曜日）午後5時30分まで

目次

第48期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	16
連結計算書類	31
計算書類	35
監査報告	39

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、株主の皆様におかれましては、
極力、定時株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面（郵送）またはインターネ
ットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。また、ご出席の
株主様へのお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い
申し上げます。

株式会社ダイサン

証券コード：4750

証券コード：4750
2022年6月17日

株 主 各 位

大阪市中央区南本町2丁目6番12号
株 式 会 社 ダ イ サ ン
代表取締役社長 藤 田 武 敏

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、株主の皆様におかれましては、極力、定時株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

ご来場される株主様におかれましては、感染防止のため、マスク着用などの対策をお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合もありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

書面（郵送）またはインターネットによる議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2022年7月5日（火曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年7月6日（水曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分）
2. 場 所 大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階「浪華」の間
末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

3. 目的事項 報告事項

1. 第48期（2021年4月21日から2022年4月20日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第48期（2021年4月21日から2022年4月20日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 資本金の額の減少の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ▶当日は、会場受付にて検温・手指のアルコール消毒を実施させていただきたく、予めお知らせするとともにご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
- ▶発熱・咳等の症状が見受けられる株主様については入場をお断りする場合がございますので、ご了承ください。
- ▶接触感染リスク低減のため、座席間隔を拡げることから、ご用意できる席数が限られます。ご来場いただきましてもご入場いただけない可能性がございますのでご了承ください。
- ▶今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.daisan-g.co.jp>）にてお知らせいたします。
- ▶当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ▶当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.daisan-g.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - (1)事業報告…業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 剰余金の配当等の決定に関する方針
 - (2)連結計算書類…連結注記表
 - (3)計算書類…個別注記表なお、上記書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ▶株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.daisan-g.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ▶当日は、「COOL BIZ（クールビズ）」にてご対応いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2022年7月6日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年7月5日(火曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2022年7月5日(火曜日) 午後5時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

議決権行使期限：2022年7月5日（火曜日）午後5時30分入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトの利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の取扱いをお読みください。
- 議決権行使の際は、Webブラウザを推奨いたします。

＜その他のご案内＞

- 当社の電子投票システムが利用可能な端末の動作確認をお願いします。
- 当社の電子投票システムは、24時間稼働いたします。すでに登録済みのメールアドレスなどの変更、電子投票の権利行使の受付は、24時間受付いたします。
- 住所変更や株主名簿記載住所の変更などの住所変更は、ご自身で入力してください。

・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。
（電子データにより自動的に通知が実施されている株主様の場合は、宛先に通知電子メール本文に記載しております）

議決権行使コード

・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

*** ご自身で登録するパスワードへの変更 ***

- セキュリティ強化のための、パスワードを自分で登録する必要があります。
- 初期パスワードは、議決権行使書用紙に記載された「初期パスワード」を入力し、「登録」ボタンをクリックしてください。
- パスワードを登録する際は、右のシステムに入力ください。

議決権行使書用紙に記載されたパスワード

（確認のため入力）

（必ず半角英数字で入力してください）

（パスワードは10文字以内、数字・英字・記号（!@#%&*）の4文字以上を組み合わせ、かつ、英字と数字の両方を含む必要があります）

・「初期パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関する操作方法のお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

フリーダイヤル 0120-652-031（受付時間9：00～21：00）

その他のお問い合わせ

・証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

・特別口座をお持ちの株主様
三井住友信託銀行 証券代行部

フリーダイヤル 0120-782-031（受付時間9：00～17：00
土日休日を除く）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

今後の税負担の軽減を図ることを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。なお、本件による発行済株式総数および純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

1. 減少する資本金の額

資本金の額566,760,000円のうち466,760,000円を減少し、100,000,000円といたします。

2. 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額466,760,000円の全額をその他資本剰余金に振替えることといたします。

3. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年9月1日（予定）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (2) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、 <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(附則)	<p>(附則)</p> <p>3 <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、附則4，5において「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p>
(新設)	<p>4 <u>附則3の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p>
(新設)	<p>5 <u>附則3，4，5は、施行日から6カ月を経過した日または附則4の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となり、また、岡光 正範氏は退任されます。つきましては、新任である候補者1名を加えまして取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会より、候補者4名については、これまでの経営実績から事業運営に精通していると判断し、適任であることの意見がなされています。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	みうらもとかず 三浦基和 (1949年10月5日生) 再任 取締役在任期間46年7ヶ月	1974年4月 当社入社 1975年12月 当社専務取締役 1982年7月 当社代表取締役社長 2015年4月 当社代表取締役会長（現任）	228,000株
	(取締役候補者とした理由) 40年近く、当社の代表取締役として経営を行い、現在の業界での地位を築き上げた実績と経験、ならびに一般社団法人仮設工業会の理事を20年以上務めるなど、これまで業界全体の地位向上に貢献してきたことを評価し、取締役の候補者として適任であると判断していることから、選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	ふじ た たけ とし 藤田武敏 (1968年11月20日生) 再任 取締役在任期間15年	1993年10月 当社入社 2000年6月 当社大阪サービスセンター係長 2001年4月 当社第一営業企画部課長 2002年4月 当社営業企画部部長 2003年2月 当社住環境事業部部長 2003年7月 当社執行役員住環境事業部部長 2005年10月 当社執行役員住環境事業部リーダー 2007年7月 当社取締役 2008年3月 当社営業本部長 2011年11月 当社施工営業本部長兼 近畿・京滋東海エリア統括部長 2013年10月 当社専務取締役 2014年2月 当社施工営業本部長 2015年4月 当社代表取締役社長(現任) 2016年6月 当社営業本部長	13,000株
(取締役候補者とした理由) 当社に入社後、複数の事業と要職を経験し、事業基盤の基礎を構築した実績と、その手腕を評価しております。また、将来を見据えた新たなビジネスモデル創出のため、新市場の創造、魅力ある職場創りと人財育成のための積極的な投資など、様々な経営課題に対し率先して取り組む姿勢は、当社の成長に力強く貢献いただけたと考え、取締役の候補者として適任であると判断していることから、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	さがらまさひろ 相良正弘 (1972年3月14日生) 再任 取締役在任期間1年	1992年9月 当社入社 2002年3月 当社熊本サービスセンター 副所長 2005年10月 当社レンタル事業本部付 2006年2月 当社神奈川サービスセンター リーダー 2007年1月 当社関東エリア 統括部長 2008年3月 当社首都圏ブロック ブロック長 2011年9月 当社首都圏エリア エリア長 2015年7月 当社執行役員 首都圏エリア エリア長 2016年11月 当社執行役員 施工サービス本部 副本部長 2017年2月 当社執行役員 施工サービス本部 本部長 2020年6月 当社執行役員 施工サービス本部 本部長兼 首都圏東・西エリア 統括 2021年4月 当社執行役員 施工サービス事業部 事業部長兼 首都圏地域統括部長 2021年7月 当社取締役 施工サービス事業部 事業部長兼 首都圏地域統括部長 2022年4月 当社取締役 施工サービス事業部 事業部長(現任)	2,600株
(取締役候補者とした理由) 当社に入社後、足場施工に関する高い技術と知見を活かして、当社と請負スタッフをつなぐ役割を担い、特に首都圏エリアの進出と展開に大きく貢献し、足場施工サービス事業における基盤を確立した実績を評価しております。今後も事業に関わるベテランから若手スタッフに対しての強いリーダーシップを発揮していただけると考え、取締役の候補者として適任であると判断していることから、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">すみやたけし 角谷 岳志 (1981年9月22日生) 新任</p>	<p>2010年11月 当社入社 2010年11月 当社大阪サービスセンター 2011年7月 当社経営企画室 2014年4月 当社埼玉サービスセンター 営業課 チーフ 2015年8月 当社埼玉サービスセンター 営業課 リーダー 2016年12月 当社埼玉サービスセンター サービスセンター長 2018年3月 当社首都圏東エリア エリア長 2018年6月 当社首都圏東エリア・首都圏西エリア 統括 2018年7月 当社執行役員 首都圏東エリア・首都圏西エリア 統括 2019年5月 当社執行役員 海外事業本部 (現グローバル事業部) 部長 (現任) 2019年7月 Mirador Building Contractor Pte. Ltd. Director Golden Light House Engineering Pte. Ltd. Director PM&I Pte. Ltd. (現 Daisan Asia Pacific Pte. Ltd.) Director 2022年5月 Mirador Building Contractor Pte. Ltd. Managing Director (現任) Golden Light House Engineering Pte. Ltd. Managing Director (現任) PM&I Pte. Ltd. (現 Daisan Asia Pacific Pte. Ltd.) Managing Director (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) Mirador Building Contractor Pte. Ltd. Managing Director Golden Light House Engineering Pte. Ltd. Managing Director PM&I Pte. Ltd. (現 Daisan Asia Pacific Pte. Ltd.) Managing Director</p>	<p style="text-align: center;">- 株</p>
<p>(取締役候補者とした理由) 当社に入社後、施工サービス事業において、大手顧客を中心とした販路開拓に精励し要職を務め、2019年5月の在外子会社取得後は現地へ出向の上、Directorに就き、現場スタッフも含めた気配りある人財統制と、日系、ローカルを問わずに積極的な販路開拓を進めており、海外事業の基盤創りに貢献してきたことを評価しております。今後も当社グループにおける海外事業の位置付けは重要であり、将来を見据えた東南アジア市場でのビジネス展開に寄与していただけると考え、取締役の候補者として適任であると判断していることから、選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

【ご参考】選任後の取締役会及びスキルマトリックス

第3号議案が原案通り承認可決された場合における取締役会構成および取締役に期待する主な専門性と経験は以下の通りです。

												中期経営計画での 重点分野			
												期待する専門性と経験			
氏名	当社における 地位	年齢	独立役員	企業経営	安全衛生	営業・マーケティング	財務・会計	法務・コンプライアンス	業界知見	人材育成	ダイバーシティ	デジタル・IT	国際性	社会環境	
三浦 基和	代表取締役会長	72歳		○	○		○	○	○						
藤田 武敏	代表取締役社長	53歳		○	○	○		○	○	○	○	○			
相良 正弘	取締役	50歳			○	○			○	○					
角谷 岳志	取締役	40歳				○					○		○	○	
石 光仁	社外取締役 (監査等委員)	64歳	○				○			○					
豊田 孝二	社外取締役 (監査等委員)	54歳	○				○	○							
成末 奈穂	社外取締役 (監査等委員)	47歳	○					○			○				

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">わだ せい いち 和田 誠 一 (1961年7月24日生)</p>	<p>1993年3月 当社入社 1993年3月 当社営業企画部 1993年4月 当社南福岡サービスセンター セールス課 1996年10月 当社南福岡サービスセンター 所長 1998年2月 当社広島サービスセンター サービスセンター長 2002年2月 当社中国エリア 統括部長 2003年1月 当社営業企画部 部長 2008年3月 当社大阪ブロック ブロック長 2012年6月 当社近畿エリア エリア長 2014年2月 当社施工営業本部 副本部長 2016年6月 当社施工サービス部 部長 2017年2月 当社人財開発部 部長 2019年1月 当社安全部 部長 2021年4月 当社HR本部 教育統括部 部長兼 安全管理部 部長(現任)</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>
<p>(補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由) 当社に入社後、長年にわたり施工サービス事業の管理職を務め、特に安全衛生活動と人財育成に関しては、社内外にノウハウを提供するなど、業界の課題に対する働きかけに尽力してきたことを評価し、現在は当社の安全管理、人財教育の統括責任者として貢献しております。今後も監査等委員の職務を通じ、当社における安全文化を高めていただけたらと考え、補欠の監査等委員である取締役の候補者として、選任をお願いするものであります。</p>		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、和田 誠一氏が監査等委員である取締役现就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額といたします。
3. 当社は保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。和田 誠一氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、同氏は当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月21日から
2022年4月20日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症への規制緩和が進み、国内景気は緩やかに持ち直しましたが、世界的な景気回復を背景に材料価格の上昇が続く中、ロシアのウクライナ侵攻に起因するエネルギー価格の高騰と短期間での円安進行により多くの物価が上昇し、企業活動に様々な影響を与えることになりました。

当社に関連の深い住宅業界については、新設住宅着工戸数は年間を通して前年同月比を上回り、累計ではコロナ禍前の水準に迫るまでになりました。

こうした状況において、当社では当事業年度を初年度とする第3次中期経営計画を立ち上げ、「既存事業の再構築と事業間連携の強化」、「新市場の創造と東南アジアでのビジネス基盤確立」、「未来社会に貢献するヒト創りと商品サービスの開発」、「ヒトとデジタル技術をつないだビジネス革新」、「ES(従業員満足)ファーストのガバナンス体制構築」を5つの重点戦略として設定し、将来を見据えた収益性の高い事業構造への転換を進めております。

当期間においては、顧客の経営環境に応じた多様なニーズに対応できるよう、既存事業である足場施工サービス、仮設資材販売の営業面での連携を強化し、新たな事業である足場部材のレンタルについては、首都圏のレンタル専用ヤード開設、レンタル資材の提供・整備の効率化を目論んだ専門部署の設置を進めました。また、新市場の創造のため、既存顧客にも提供できるデジタル商材の企画・開発と販売促進に注力いたしました。その一環として、2021年9月に建設現場のデジタル化推進と土木業界での販路開拓のため、主に建設業向けにパッケージソフトウェアの開発・販売を行う株式会社システムイン国際を株式取得により子会社化いたしました。その他、社会課題の解決と企業価値の向上を目指し、建設現場の安全のため、顧客や同業他社に向けた足場施工に関する教育事業を展開し、感染症対策用品を取り扱うECサイトの開設などを進めました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は9,700百万円(前年同期比12.1%増)、営業損失16百万円(前年同期は営業損失131百万円)、経常利益79百万円(前年同期比55.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益50百万円(前年同期比44.3%増)となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

施工サービス事業につきましては、事業を取り巻く環境として、主要な取引先である大手ハウスメーカー各社の受注は堅調に推移いたしました。建設業における現場での作業従事者や技能職に対する有効求人倍率は依然として高く、人手不足の状況が続きました。

このような状況の中、当事業においては、顧客からの施工依頼は前期に比べ増加したものの、技能職の新卒と中途の採用は想定以上に厳しく、コロナ禍による入国制限によって、特定

技能及び外国人技能実習生の受け入れも大幅に減少したことから、施工力の増強が進まず、当初予定していた受注量を確保するには至りませんでした。また、施工スタッフの待遇向上を目的に、従来から進めている請負契約者の社員化推進や、賃金引き上げなどを行ったことから、人件費を中心に固定費は増加いたしました。その分、顧客への受注単価増額の交渉を続けたものの、コストが先行することとなりました。以上の結果、売上高は6,830百万円(前年同期比2.1%増)、売上総利益は2,059百万円(同4.1%増)となりました。

製商品販売事業につきましては、事業を取り巻く環境として、建設業全体で住宅を中心とした民間工事が堅調に推移し、工事会社においては足場資材に対する需要が高くなりました。

このような状況の中、当事業においては、主力製品である「ビケ足場®」への引き合いが増え、これまで継続してきた販路開拓のための営業活動が実を結び、他社足場からの置き換えも進んだことも相俟って、受注は好調に推移いたしました。また、前期はコロナ禍により買い控えされていた主要な取引先においても、決算期の購入が進みました。なお、2021年以降の鋼材価格の高騰を受け、一部製品で値上げを実施いたしました。当期間における受注への影響は限定的なものとなりました。以上の結果、売上高は1,638百万円(前年同期比62.8%増)、売上総利益は502百万円(同86.4%増)となりました。

海外事業につきましては、事業を取り巻く環境として、在外子会社のあるシンガポールでは、新型コロナウイルス感染防止のための段階的な行動規制が継続する中、製造業、建設業を中心に景気の回復が続きました。

このような状況の中、当事業においては、新たに開拓した顧客からの各種工事や人材派遣の依頼が大きく増えました。しかし、厳しい入国制限が続いたことから、事業の基盤である国外労働者の採用が計画通りに進まなかったため、コストの高い外注業者の利用を増やしたものの十分な労働力を確保するには至らず、多くの受注機会を逸失することになりました。なお、国の規制により現場労働者の感染防止のための経費が予想外に増加しましたが、顧客に対して発注単価の値上げ交渉を行うほか、固定費削減を進め、収益改善に努めました。また、コロナ禍後を見据え、生産性向上を目的に、足場資材ヤードを従来より拡張した敷地に移転する準備を進めました。以上の結果、売上高は1,162百万円(前年同期比31.1%増)、売上総利益は235百万円(同57.2%増)となりました。

その他の事業につきましては、業務受託料および保険代理店収入等で構成されており、売上高は68百万円(前年同期比1.2%減)、売上総利益は51百万円(同0.1%減)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額（有形、無形固定資産（のれんを除く））は、191百万円であります。

その主なものは、当社の埼玉サービスセンター移転70百万円であります。

また、上記の他、施工サービス事業と海外事業において、賃貸用仮設材387百万円を投入しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所有資金として、金融機関より長期借入金として200百万円、短期借入金として681百万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第45期 (2019年4月期)	第46期 (2020年4月期)	第47期 (2021年4月期)	第48期 (当連結会計年度) (2022年4月期)
売 上 高(百万円)	－	9,499	8,653	9,700
経 常 利 益(百万円)	－	257	177	79
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	－	121	34	50
1株当たり当期純利益 (円)	－	18.99	5.42	7.82
総 資 産(百万円)	－	10,397	10,000	10,216
純 資 産(百万円)	－	7,012	6,713	6,566

- (注) 1. 第46期より連結計算書類を作成しているため第45期については記載していません。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除）に基づき算出しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第45期 (2019年4月期)	第46期 (2020年4月期)	第47期 (2021年4月期)	第48期 (当事業年度) (2022年4月期)
売 上 高(百万円)	8,506	8,570	7,766	8,537
経 常 利 益(百万円)	616	442	244	198
当 期 純 利 益(百万円)	396	298	100	168
1株当たり当期純利益 (円)	61.76	46.56	15.59	26.21
総 資 産(百万円)	9,247	9,795	9,510	9,878
純 資 産(百万円)	6,932	7,055	6,999	6,956

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除）に基づき算出しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	当社の議決権比率	主要な事業内容
Mirador Building Contractor Pte. Ltd.	95.0%	足場工事、熱絶縁工事、 塗装、電気設備工事

(注) 2021年5月7日にて、Mirador Building Contractor Pte. Ltd.の株式を追加取得しております。これにより、同社に対する当社の議決権比率が増加しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境として、日本国内では今後さらに若年層の減少と高齢化が進み、単独世帯が増加していくものと想定されます。そのため、住宅業界については、新設住宅着工は減少していくものと考えられ、雇用情勢としても足場関連の業界を含めて建設業に従事する技能労働者は減少し続けると考えられます。在外子会社のあるシンガポールについては、日本と同様に高齢化が続くことで、労働者不足と賃金上昇が進むものと想定されます。

このような状況の中、当社グループでは、2022年4月期からの3事業年度を期間とする新たな中期経営計画を作成いたしました。その内容は、持続可能な社会の実現に向けて当社グループ全体で取り組むものであり、以下の課題を掲げております。

① 既存事業の再構築と事業間連携の強化

これまでの事業運営では、部門の取引先や取り扱う商材、ノウハウを部門間で共有する機会が少なかったため、各部独自の取引先を増やすことができ、また、技術を高めることができた一方、営業活動や生産・施工活動が非効率となっておりました。そのため、今後は収益性を高めるためにも、情報や人材の共有、デジタル技術の導入、部門統合、新規事業立上げのほか、子会社を含めたグループ内での資源共有により、組織全体での営業体制を整え、事業間連携によるシナジーを発揮し、資源の効率化を図ると共に、お客様から、より選ばれる組織となることで、今まで以上に社会のニーズに応えてまいります。

② 新市場の創造と東南アジアでのビジネス基盤確立

当社に関連の深い戸建てを中心とする住宅市場や国内での人材が確保しにくくなる労働集約型のビジネスは、今後、国による規制が緩和されない限り、縮小を続けるものと考えております。そのため、新たな収益源を確保するためにも、これまで蓄積してきた足場の技術や取引先のネットワーク、業務効率化の仕組みを活用し、新たなマーケットに参入するほか、足場事業以外の市場を創造してまいります。また、事業活動の地域については、東南アジアを中心とした国外に拡げることで、新たなビジネスの機会を創出してまいります。

③ 未来社会に貢献するヒト創りと商品サービスの開発

当社グループが関わる社会課題として、建設技能者の不足と高齢化、建設現場における墜転落事故の防止、災害発生後の早期インフラの復旧などがあります。これまで社内で蓄積してきた教育プログラムや企業文化をさらに発展、浸透させることで、高い技術と安全への強い使命感を持つスタッフを増やしていくと共に、より安全な仮設資材や工事用の装備品、システムの開発に注力することで、事故のない社会の実現に貢献してまいります。また、足場施工サービスを通じて得られた人材やノウハウを活かし、人手不足にある業界にアプローチすることで、社会全体の課題にも取り組んでまいります。

④ ヒトとデジタル技術をつないだビジネス革新

足場施工スタッフの大幅な増員は、今後も見込み難いと考えております。そのため、一人当たりの生産性を向上し、収益性を高めることが求められていますが、これまで取り組んできた施工管理システムを進化させるほか、IOT機器と連携したアプリケーションの開発、さまざまなデータの見える化など、デジタル技術の積極的な採用を進めることで、生産性を上げるだけでなく、スタッフの負担削減にも取り組んでまいります。また、社内で採用するデジタル技術を社外にも提供することで、社会全体での生産性向上に貢献してまいります。

⑤ E S（従業員満足）ファーストのガバナンス体制構築

当社グループでは、会社が持続するために最も大事にすべきはスタッフである従業員と考えております。スタッフの働く環境や待遇の向上は、お客様に対する対応品質の向上に繋がり、お客様の満足度が向上すれば収益が向上し、結果として企業価値が高まると捉えております。そのため、従業員が最大限に満足して働くことができるよう、統治体制の見直しを進め、多様な働き方の実現、充実した福利厚生制度のほか、全てのスタッフが成長を実感できる教育体系の構築を目指して取り組んでまいります。

(5) **主要な事業内容**（2022年4月20日現在）

当社グループは、施工サービス事業、製商品販売事業、海外事業およびその他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 施工サービス事業

クサビ式足場「ビケ足場®」等の施工サービス

② 製商品販売事業

建築金物・仮設機材の製造・販売（ビケ部材のほか、中高層建築や橋梁などで使用される一般仮設材）

③ 海外事業

シンガポールにて主にプラントのメンテナンス向けに、足場工事を中心とした熱絶縁工事や電気工事などの付帯工事

④ その他の事業

業務受託および保険代理店ほか

(6) 主要な営業所および工場 (2022年4月20日現在)

① 当社

(名 称)	(所在地)	(名 称)	(所在地)
本 社	大 阪 市 中 央 区	広島サービスセンター	広 島 市 安 佐 南 区
堺 工 場	堺 市 中 区	広島東サービスセンター	広 島 県 東 広 島 市
商 品 セ ン タ ー	堺 市 中 区	福山サービスセンター	広 島 県 福 山 市
東 京 支 店	東 京 都 港 区	山口東サービスセンター	山 口 県 岩 国 市
九 州 支 店	福 岡 県 古 賀 市	岡山サービスセンター	岡 山 県 倉 敷 市
埼玉サービスセンター	埼 玉 県 所 沢 市	福岡サービスセンター	福 岡 県 古 賀 市
神奈川サービスセンター	相 模 原 市 南 区	福岡西サービスセンター	福 岡 県 糸 島 市
川崎サービスセンター	川 崎 市 川 崎 区	福岡東サービスセンター	福 岡 県 京 都 郡 み や こ 町
横浜サービスセンター	横 浜 市 金 沢 区	北九州サービスセンター	北 九 州 市 八 幡 西 区
埼玉東サービスセンター	埼 玉 県 草 加 市	山口サービスセンター	山 口 県 下 関 市
千葉サービスセンター	千 葉 県 印 西 市	熊本サービスセンター	熊 本 市 東 区
埼玉北サービスセンター	埼 玉 県 久 喜 市	熊本北サービスセンター	熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町
滋賀サービスセンター	滋 賀 県 草 津 市	福岡南サービスセンター	福 岡 県 久 留 米 市
京都サービスセンター	京 都 府 亀 岡 市	大分サービスセンター	大 分 県 大 分 市
名古屋サービスセンター	名 古 屋 市 南 区	大阪整備工場	堺 市 中 区
三重サービスセンター	三 重 県 亀 山 市	神戸北整備工場	神 戸 市 北 区
大阪サービスセンター	堺 市 中 区	福岡南整備工場	福 岡 県 久 留 米 市
大阪北サービスセンター	大 阪 府 枚 方 市	福岡東整備工場	福 岡 県 京 都 郡 み や こ 町
兵庫サービスセンター	兵 庫 県 加 古 川 市	埼玉整備工場	埼 玉 県 狭 山 市
神戸北サービスセンター	神 戸 市 北 区	三重整備工場	三 重 県 亀 山 市

② 子会社

Mirador Building Contractor Pte. Ltd.	シンガポール
---------------------------------------	--------

(7) 従業員の状況 (2022年4月20日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減数
施工サービス事業	380名 (144名)	19名減 (23名減)
製商品販売事業	58名 (27名)	18名増 (22名増)
海外事業	110名 (240名)	6名増 (31名減)
その他	3名 (－)	1名減 (－)
全社 (共通)	66名 (11名)	5名増 (6名増)
合計	617名 (422名)	9名増 (26名減)

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数 (契約社員・常用パート・外国人技能実習生を含む。) は () 外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
507名(182名)	3名増 (5名増)	37.5歳	10.3年

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数 (契約社員・常用パート・外国人技能実習生を含む。) は () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先 (2022年4月20日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	708,345千円
株式会社三井住友銀行	425,900千円
日本生命保険相互会社	190,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年4月20日現在)

- (1) 発行可能株式総数 26,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,618,000株 (自己株式 1,205,112株を含む)
 (3) 株主数 2,953名
 (4) 大株主 (上位12名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社和顔	1,411,000株	22.00%
ダイサン取引先持株会	515,900	8.04
ダイサン従業員持株会	273,807	4.27
大原春子	273,700	4.27
三浦民子	228,000	3.56
三浦基和	228,000	3.56
金沢昭枝	215,800	3.37
大阪中小企業投資育成株式会社	200,000	3.12
三浦宣子	128,000	2.00
角谷清美	96,000	1.50
三浦星美	96,000	1.50
三浦摩美	96,000	1.50

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が1,205,112株あります。
 2. 持株比率は自己株式 (1,205,112株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

- (1) 取締役の状況（2022年4月20日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	三 浦 基 和	
代 表 取 締 役 社 長	藤 田 武 敏	
常 務 取 締 役	岡 光 正 範	
取 締 役	相 良 正 弘	施工サービス事業部 事業部長
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ）	石 光 仁	公認会計士税理士石光仁事務所所長
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ）	豊 田 孝 二	アクシア法律会計事務所所長
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ）	成 末 奈 穂	弁護士法人オルビス弁護士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）石 光仁氏、取締役（監査等委員）豊田 孝二氏および取締役（監査等委員）成末 奈穂氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）石 光仁氏および取締役（監査等委員）豊田 孝二氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（監査等委員）石 光仁氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）豊田 孝二氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 当社は取締役（監査等委員）石 光仁氏、取締役（監査等委員）豊田 孝二氏および取締役（監査等委員）成末 奈穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、社外取締役3名で構成される監査等委員会が主体となり、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しておりますが、遠隔での監査が実施しやすいように、グループウェアのIDを割当て、常に社内資料の確認ができるなどの環境整備を行っています。そのため、必ずしも常勤者の選定が必要であると判断していないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

5. 当事業年度中に退任した取締役（監査等委員）は次の通りであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
斐 薫	2021年7月6日	任期満了	取締役（監査等委員） 弁護士法人オルビス代表社員

(2) 取締役の報酬等

当社は、2021年2月2日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬などの内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 固定報酬（基本報酬・役職報酬）に関する方針

固定報酬については、等級と役職により、その支給額を定めており、等級については定時株主総会後の取締役会の決議により洗い替えることとしております。なお、報酬の支給方法は、役員報酬規程に定め支給しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬については、決算調整前の営業損益によって決定される従業員賞与の支給月数を指標とし、毎年5月度に開催される取締役会で協議の上、その支給額を決議し、7月に支給することとしております。なお、取締役会での協議においては、支給時期の経営環境、財政状態を考慮し、一律に支給するものとせず、減額もしくは支給しないことを検討することとしております。

監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 固定報酬（基本報酬・役職報酬）に関する方針

各監査等委員である取締役に対する支給金額は、定時株主総会後に開催される監査等委員会において、監査等委員である取締役の協議により決定するものとしております。なお、報酬の支給方法は、役員報酬規程に定め支給しております。

また、役員報酬規程に定める通り、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定するものとしております。各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によるものと決議されております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）と執行役員に対する有効な監査・監督機能の発揮を期待される立場から、固定報酬のみとしております。

当事業年度にかかる報酬等の総額

区 分	報酬等の額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の数
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	82,190千円 （－千円）	82,190千円 （－千円）	－千円 （－千円）	4名 （－名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	10,800千円 （10,800千円）	10,800千円 （10,800千円）	－千円 （－千円）	4名 （4名）
合計 （うち社外役員）	92,990千円 （10,800千円）	92,990千円 （10,800千円）	－千円 （－千円）	8名 （4名）

（注）2015年7月9日開催の定時株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）分が年額120,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役分が年額15,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役（監査等委員）石 光仁氏は、公認会計士税理士石光仁事務所の所長であります。当社は公認会計士税理士石光仁事務所との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）豊田 孝二氏は、アクシア法律会計事務所の所長であります。当社はアクシア法律会計事務所との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）成末 奈穂氏は、弁護士法人オルビスの弁護士であります。当社は弁護士法人オルビスとの間には特別な関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度における監査等委員会の主な活動状況として、監査等委員会を月1回開催し、内部統制システムの整備・運用状況中心に協議を行い、内部監査室同行による事業所への往査と従業員への質問、業務の観察、社内規程の閲覧等を進め、特に業務の有効性及び効率性、法令遵守の達成状況について監査を行い、適宜に取締役会において経営に関わる各種の提言をいたしました。具体的な内容としては、従業員への新たな中期経営計画の浸透度合い、計画の進捗状況、事業活動における社内規程への遵守状況、内部通報制度と窓口の周知状況、労働法の遵守状況などの確認を委員自ら事業所で調査するほか、監査等委員会に関連当事者を招致しての質問、合議体の議事録閲覧、補助者を利用しての社内アンケート実施等により得られた情報をもとに、職業的専門家として現場における課題抽出に努めました。そのほか、会計監査人に対し、監査計画に則って適切に監査時間が確保できているかを四半期毎に計画との差異を報告させるなど、連携強化に取り組みました。

	出席状況および社外取締役に期待される役割 に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 石 光仁	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会については、財務・会計の専門家として、業務執行に対する適法性・妥当性の確認を行い、議決権行使をするだけでなく、社外での経営に関するアドバイザーとしての知見をもとに、経営課題等、広い範囲で意見や提言をしております。</p> <p>また、監査等委員会において、会計監査人の業務内容や、財務報告に係る内部統制の体制、内部監査における会計上のモニタリング実施状況等について適宜、必要な発言を行い、必要があれば内部監査室と連携の上、調査、報告の指示を行っております。そのほか、経営幹部や幹部候補の社員に対し、財務に関わるマネジメントの指導を行うなど、人財の育成にも取り組みました。</p> <p>なお、当事業年度より、筆頭独立社外取締役を務めております。</p>
取締役（監査等委員） 豊田孝二	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会については、弁護士および公認会計士として、過去の計算書類等の閲覧、他の取締役や内部監査員への質問、データ分析の手続きを中心に行い、職業的専門家としての見地より企業統治の状況確認を行い、社外の立場から必要な提言をしております。</p> <p>また、監査等委員会においては、当社のグループウェアから得られる合議体の議事録や社内掲示書類等を閲覧し、全社課題の抽出と委員会での共有のほか、重要な社内規程については、その運用状況を監査し、規程変更の必要性を協議するなど、社内でのリスク評価に努め、業務改善のための提言に繋がりました。</p>
取締役（監査等委員） 成末奈穂	<p>2021年7月6日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席し、また、監査等委員会11回の全てに出席いたしました。</p> <p>新任の社外取締役として、新たな視点で当社の経営環境、方針、戦略の理解を進め、また当社初の女性取締役として、ダイバーシティに関わる課題の抽出に取り組んでおります。</p> <p>取締役会については、弁護士として多数の企業法務経験と大阪地方裁判所の建設関係紛争の集中部における非常勤裁判官の経験を活かし、取締役の職務執行に対する監督、助言をしております。</p> <p>また、監査等委員会においては、事業所の従業員に対する質問の回答と内部監査室の監査結果を元に、働きやすい職場環境づくりのための提言に繋がりました。</p>

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（監査等委員）石 光仁氏、取締役（監査等委員）豊田 孝二氏および取締役（監査等委員）成末 奈穂氏との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

なお、2021年7月6日をもって退任いたしました取締役（監査等委員）斐 薫氏とも、同様の責任限定契約を締結しておりました。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、執行役員及び管理職従業員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金等の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得たことや、犯罪行為、不正行為、詐欺行為等の場合には填補の対象としないこととしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,404千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,404千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬の額を同意するにあたり、取締役、情報取扱責任者、経理財務課責任者および職務を補助すべき使用人として指名した内部監査室員および内部統制委員会委員より提供された情報と、会計監査人より提供された過年度の監査結果の監査工数、監査手続等の職務遂行状況の報告、並びに品質管理システムの整備・運用状況の概要報告を踏まえ、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は適正であると判断し、同意をいたしました。
3. 当社の海外子会社Mirador Building Contractor Pte. Ltd.については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、原則として、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2022年4月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[5,783,478]	【流動負債】	[2,682,509]
現金及び預金	1,393,781	支払手形及び買掛金	562,603
受取手形、売掛金及び契約資産	1,837,300	電子記録債務	338,118
電子記録債権	198,204	短期借入金	535,411
商品及び製品	709,018	1年内返済予定の長期借入金	139,996
仕掛品	234,012	リース債務	43,640
原材料及び貯蔵品	279,593	未払法人税等	103,804
賃貸用仮設材	968,883	賞与引当金	154,791
その他の流動資産	182,681	その他の流動負債	804,142
貸倒引当金	△19,998	【固定負債】	[967,516]
【固定資産】	[4,433,245]	長期借入金	758,349
(有形固定資産)	(2,936,568)	債務保証損失引当金	2,800
建物及び構築物	1,068,870	リース債務	21,469
機械装置及び運搬具	86,692	繰延税金負債	7,080
土地	1,656,757	資産除去債務	92,617
その他の有形固定資産	124,246	その他の固定負債	85,200
(無形固定資産)	(710,423)	負債合計	3,650,026
のれん	597,156	純資産の部	
その他の無形固定資産	113,266	【株主資本】	[6,470,049]
(投資その他の資産)	(786,254)	(資本金)	(566,760)
投資有価証券	168	(資本剰余金)	(523,015)
関係会社株式	88,146	(利益剰余金)	(6,299,257)
関係会社出資金	14,812	(自己株式)	(△918,983)
繰延税金資産	82,092	【その他の包括利益累計額】	[63,522]
その他の投資	618,228	(その他有価証券評価差額金)	(△37)
貸倒引当金	△17,193	(為替換算調整勘定)	(63,560)
資産合計	10,216,724	【非支配株主持分】	[33,125]
		純資産合計	6,566,697
		負債・純資産合計	10,216,724

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年 4 月21日から
2022年 4 月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,700,209
売 上 原 価		6,850,585
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,849,623
営 業 外 収 益		2,866,297
受 取 利 息	5,097	
受 取 配 当 金	126	
不 動 産 賃 貸 料	3,751	
助 成 金 収 入	110,568	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	17,932	137,475
営 業 外 費 用		16,673
支 払 利 息	11,173	
為 替 差 損	2,418	
減 価 償 却 費	4,425	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	13,800	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	2,800	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	6,710	41,327
特 別 利 益		79,474
投 資 有 価 証 券 売 却 益	91,479	91,479
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	5,010	
固 定 資 産 除 却 損	675	5,686
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		165,267
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	129,000	
法 人 税 等 調 整 額	△8,787	120,212
当 期 純 利 益		45,054
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		5,086
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		50,141

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4 月21日から
2022年 4 月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	566,760	569,954	6,406,434	△918,983	6,624,165
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△22,647		△22,647
会計方針の変更を反映 した当期首残高	566,760	569,954	6,383,786	△918,983	6,601,517
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注1)			△134,670		△134,670
親会社株主に帰属する 当期純利益			50,141		50,141
連結子会社株式の取得 による持分の増加		△46,938			△46,938
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△46,938	△84,529	-	△131,468
当連結会計年度末残高	566,760	523,015	6,299,257	△918,983	6,470,049

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	53,782	△32,810	20,972	68,586	6,713,724
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					△22,647
会計方針の変更を反映 した当期首残高	53,782	△32,810	20,972	68,586	6,691,076
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注1)					△134,670
親会社株主に帰属する 当期純利益					50,141
連結子会社株式の取得 による持分の増加					△46,938
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	△53,820	96,371	42,550	△35,461	7,089
連結会計年度中の変動額合計	△53,820	96,371	42,550	△35,461	△124,378
当連結会計年度末残高	△37	63,560	63,522	33,125	6,566,697

- (注) 1. 2021年6月の取締役会における剰余金処分項目70,541千円および2021年12月に実施しました中間配当 64,128千円であります。
2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年4月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[5,046,025]	【流動負債】	[1,972,607]
現金及び預金	1,089,659	支払手形	74,580
受取手形	95,473	電子記録債務	338,118
電子記録債権	198,204	買掛金	442,738
売約資産	1,112,066	1年内返済長期借入金	139,996
商製什原貯賃	291,448	未払金	117,884
掛材蔵	73,437	未払法人税等	103,804
貸用仮設	635,581	未払消費税等	103,728
短期貸付	234,012	未払費用	270,497
未収入	278,735	賞与引当金	154,791
その他の流動資産	858	その他の流動負債	226,467
貸倒引当金	877,961	【固定負債】	[948,997]
	3,318	長期借入金	758,349
	136,518	資産除去債務	92,617
	23,677	債務保証損失引当金	2,800
	△4,928	その他の固定負債	95,231
【固定資産】	[4,832,380]	負債合計	2,921,605
(有形固定資産)	(2,494,237)	純資産の部	
建物	480,587	【株主資本】	[6,956,837]
構築物	248,647	(資本金)	(566,760)
機械及び装置	41,493	(資本剰余金)	(649,860)
車両及び運搬具	0	資本準備金	649,860
工具器具及び備品	27,538	(利益剰余金)	(6,659,200)
土地	1,656,757	利益準備金	49,795
建設仮勘定	28,800	その他利益剰余金	6,609,405
その他の有形固定資産	10,414	別途積立金	3,328,000
(無形固定資産)	(155,185)	繰越利益剰余金	3,281,405
電話加入権	5,327	(自己株式)	(△918,983)
ソフトウェア	85,555	【評価・換算差額等】	[△37]
のれん	41,918	(その他有価証券評価差額金)	(△37)
その他の無形固定資産	22,383	純資産合計	6,956,800
(投資その他の資産)	(2,182,958)	負債・純資産合計	9,878,405
投資有価証券	168		
関係会社株式	1,695,998		
更生債権等	243		
保険積立金	102,483		
差入保証金	184,439		
その他の投資	216,817		
貸倒引当金	△17,193		
資産合計	9,878,405		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月21日から
2022年4月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
施工売上高	6,830,044	
製商品売上高	1,638,365	
その他売上収入	68,998	8,537,409
売 上 原 価		
施工売上原価	4,770,395	
製商品売上原価	1,135,527	
その他売上原価	17,650	5,923,573
売 上 総 利 益		2,613,835
販売費及び一般管理費		2,411,815
営 業 利 益		202,020
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	5,223	
投資有価証券売却益	101	
受取手数料	307	
受取保険金等	671	
助成金収入	8,920	
その他の営業外収益	8,254	23,478
営 業 外 費 用		
支払利息	1,178	
減価償却費	1,253	
貸倒引当金繰入額	13,800	
債務保証損失引当金繰入額	2,800	
その他の営業外費用	8,316	27,348
経 常 利 益		198,150
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	91,479	91,479
特 別 損 失		
固定資産除売却損	178	178
税 引 前 当 期 純 利 益		289,451
法人税、住民税及び事業税	129,000	
法人税等調整額	△7,635	121,364
当 期 純 利 益		168,087

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年 4 月21日から
2022年 4 月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計		
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	566,760	649,860	649,860	49,795	3,328,000	3,270,636	6,648,431	△918,983	6,946,068
会計方針の変更による 累積的影響額						△22,647	△22,647		△22,647
会計方針の変更を反映 した 当 期 首 残 高	566,760	649,860	649,860	49,795	3,328,000	3,247,988	6,625,783	△918,983	6,923,420
事業年度中の変動額									
剰余金の配当(注1)						△134,670	△134,670		△134,670
当 期 純 利 益						168,087	168,087		168,087
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	33,417	33,417	-	33,417
当 期 末 残 高	566,760	649,860	649,860	49,795	3,328,000	3,281,405	6,659,200	△918,983	6,956,837

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	53,782	53,782	6,999,851
会計方針の変更による 累積的影響額			△22,647
会計方針の変更を反映 した 当 期 首 残 高	53,782	53,782	6,977,203
事業年度中の変動額			
剰余金の配当(注1)			△134,670
当 期 純 利 益			168,087
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)	△53,820	△53,820	△53,820
事業年度中の変動額合計	△53,820	△53,820	△20,403
当 期 末 残 高	△37	△37	6,956,800

- (注) 1. 2021年6月の取締役会における剰余金処分項目70,541千円および2021年12月に実施しました中間配当 64,128千円であります。
2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月1日

株式会社ダイサン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 内 茂 之 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイサンの2021年4月21日から2022年4月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイサン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められているが、監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月1日

株式会社ダイサン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 内 茂 之 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイサンの2021年4月21日から2022年4月20日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月21日から2022年4月20日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月1日

株式会社ダイサン 監査等委員会

監査等委員（社外）	石	光	仁	Ⓔ	
監査等委員（社外）	豊	田	孝	二	Ⓔ
監査等委員（社外）	成	末	奈	穂	Ⓔ

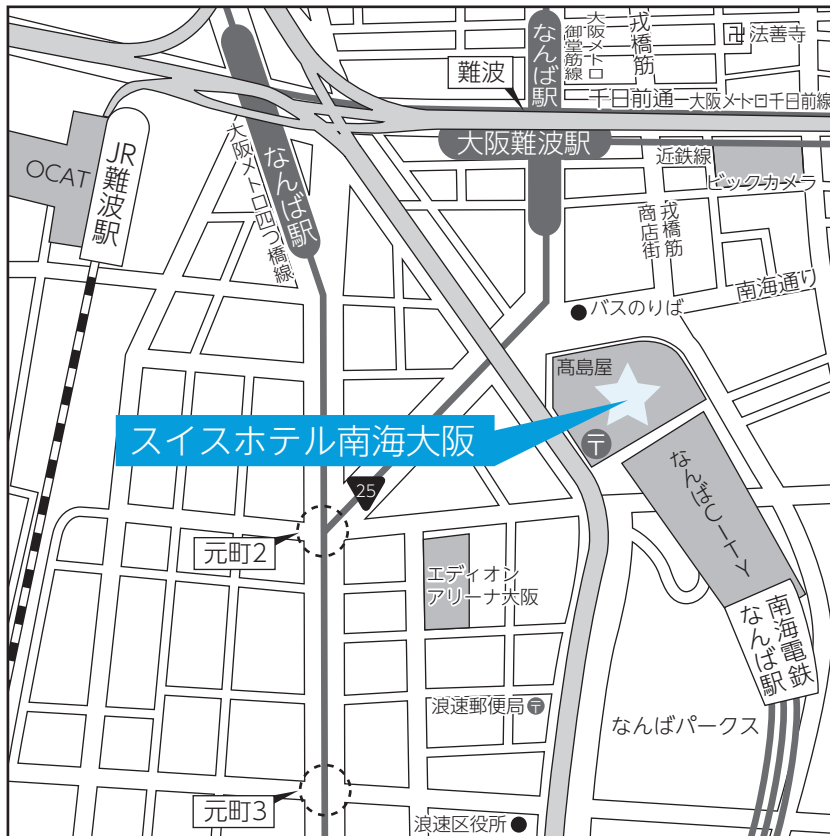
(注) 監査等委員 石 光仁、豊田 孝二及び成末奈穂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内

会 場 大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階「浪華」の間
電話 06-6646-1111 (代表)

交 通 南海電鉄なんば駅直結
大阪メトロ御堂筋線・四つ橋線・千日前線なんば駅、
近鉄線・阪神なんば線 大阪難波駅4番、5番出口 徒歩3分
(駐車場の用意はいたしていませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。)



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。